

平成 31 年度立川市特別会計下水道事業補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定による。

平成 31 年度立川市特別会計 下水道事業補正予算(第 3 号)

平成 31 年度立川市の特別会計下水道事業の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,227,026 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		1, 811, 455	27, 600	1, 839, 055
	1. 繰 入 金	1, 811, 455	27, 600	1, 839, 055
歳 入 合 計		7, 199, 426	27, 600	7, 227, 026

歳 出 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		728, 864	7, 600	736, 464
	1. 総 務 管 理 費	728, 864	7, 600	736, 464
2. 事 業 費		4, 696, 041	20, 000	4, 716, 041
	1. 管 渠 整 備 費	3, 056, 828	20, 000	3, 076, 828
歳 出 合 計		7, 199, 426	27, 600	7, 227, 026

平成 31 年度立川市特別会計

下水道事業補正予算事項別明細書(第 3 号)

1. 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	25,006		25,006
2. 使用料及び手数料	2,609,440		2,609,440
3. 国庫支出金	842,640		842,640
4. 都支支出金	44,382		44,382
5. 繰入金	1,811,455	27,600	1,839,055
6. 繰越金	10,000		10,000
7. 諸収入	6,603		6,603
8. 市債	1,849,900		1,849,900
歳入合計	7,199,426	27,600	7,227,026

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	728,864	7,600	736,464				7,600
2. 事業費	4,696,041	20,000	4,716,041				20,000
3. 公債費	1,754,521		1,754,521				
4. 予備費	20,000		20,000				
歳出合計	7,199,426	27,600	7,227,026				27,600

項 (1) 繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
					区 分	金 額
5	繰 入 金	1,811,455	27,600	1,839,055		
1	繰 入 金	1,811,455	27,600	1,839,055		
1	繰 入 金	1,811,455	27,600	1,839,055	1 一般会計繰入金	27,600
歳 入 合 計		7,199,426	27,600	7,227,026		

[illegible]

特別会計下水道事業

3. 歳 出
款（1）総務費
項（1）総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節	
					区 分	金 額
1 総 務 費	728, 864	7, 600	736, 464	一般財源 7, 600		
1 総 務 管 理 費	728, 864	7, 600	736, 464	一般財源 7, 600		
1 一般管理費	728, 864	7, 600	736, 464	一般財源 7, 600	1 報 酬	50
					2 給 料	3, 000
					3 職員手当等	3, 750
					4 共 済 費	800
2 事 業 費	4, 696, 041	20, 000	4, 716, 041	一般財源 20, 000		
1 管 渠 整 備 費	3, 056, 828	20, 000	3, 076, 828	一般財源 20, 000		
1 維持管理費	1, 175, 774	20, 000	1, 195, 774	一般財源 20, 000	15 工事請負費	20, 000
歳 出 合 計	7, 199, 426	27, 600	7, 227, 026			

(単位：千円)

説 明	
1 人事管理 【人事課】 7, 600	
(特定財源 0 一般財源 7, 600)	
1 非常勤嘱託報酬 50	
4 人	
2 一般職給 3, 000	
一般職 3 4 人 再任用 5 人	
3 扶養手当 600	
地域手当 450	
時間外勤務手当 700	
期末手当 1, 000	
勤勉手当 1, 000	
4 共済組合負担金 800	
1 下水道管路維持管理 【下水道管理課】 20, 000	
(特定財源 0 一般財源 20, 000)	
15 下水道維持工事 20, 000	

給 与 費 明 細 書

１．一 般 職

(１)総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費 (千円)				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	一般職員	嘱託職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	34 (5)	4	10,850	148,110	110,619	269,579	54,702	324,281	
補正前	34 (5)	4	10,800	145,110	106,869	262,779	53,902	316,681	
比 較	0 (0)	0	50	3,000	3,750	6,800	800	7,600	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千 円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千 円)	管 理 職 手 当 (千 円)	不 快 危 険 手 当 (千 円)	災 害 時 緊 急 出 動 手 当 (千 円)	期 末 手 当 (千 円)	勤 勉 手 当 (千 円)
	補 正 後	4,704	18,676	11,643	2,880	240	66	36,800	29,589
	補 正 前	4,104	18,226	10,943	2,880	240	66	35,800	28,589
	比 較	600	450	700	0	0	0	1,000	1,000

職員手当 の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)	管理職員特 別勤務手当 (千 円)
	補 正 後	4,833	1,152	36
	補 正 前	4,833	1,152	36
	比 較	0	0	0

※ () 内は、再任用職員数で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	3,000	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	3,000	
職員手当	3,750	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	3,750	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
元年12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	332,024	————	————	————	318,600
	平均給与月額 (円)	435,811	————	————	————	356,832
	平 均 年 齢 (歳)	44.2	————	————	————	46.0
31年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	329,374	————	————	————	316,900
	平均給与月額 (円)	416,591	————	————	————	354,928
	平 均 年 齢 (歳)	43.5	————	————	————	45.2

イ 初 任 給

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
高 校 卒 程 度	立 川 市	145,600	————	————	————	143,000
大 学 卒 程 度	立 川 市	183,700	————	————	————	————
高 校 卒 程 度	国	150,600	————	————	————	147,900
大 学 卒 程 度	国	186,700	————	————	————	————

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			税 務 職			薬 剤 ・ 医 療 職			看 護 ・ 保 健 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
元年 1 2 月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	3	9.1	4 級			4 級			4 級					
	3 級	8	24.2	3 級			3 級			3 級					
	2 級	13 (5)	39.4 (100.0)	2 級			2 級			2 級			2 級	1	100.0
	1 級	9	27.3	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	33 (5)	100.0 (100.0)	計			計			計			計	1	100.0
3 1 年 1 月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	3	9.7	4 級			4 級			4 級					
	3 級	8	25.8	3 級			3 級			3 級					
	2 級	12 (5)	38.7 (100.0)	2 級			2 級			2 級			2 級	1	100.0
	1 級	8	25.8	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	31 (5)	100.0 (100.0)	計			計			計			計	1	100.0

※（ ）内は、再任用職員数で外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外の職種	参 事 (部長・部長相当職)	参 事 (課長・課長相当職)	主 事 (係長・係長相当職)	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

区 分	2 級	1 級
技能労務職	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種				
			一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職
補 正 後	職 員 数 (A)(人)						
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)						
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)					
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
比 率 (B)／(A) (%)							
補 正 前	職 員 数 (A)(人)		34	33			1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)		27	26			1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)	1	1			
		4 号 給 (人)	26	25			1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
比 率 (B)／(A) (%)		79.4	78.8			100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職 務 の 級 等 による加算措置	備 考
	6 月(月分)	12 月(月分)			
補 正 後	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.65 (2.45)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。
補 正 前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.60 (2.40)	有	
国 の 制 度	2.225 (1.175)	2.275 (1.175)	4.50 (2.35)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算・管理職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。

※ () 内は、再任用職員分

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支 給 率 等	23.0	30.5	43.0	43.0	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%)加算	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%)加算	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市 内 全 域	12	34 (5)	12

※ () 内は、再任用職員数で外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.2	0.2				0.2
支給対象職員の比率(%) (元年12月1日現在)	87.2	86.8				100.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	支給額順 1. 不快危険手当 2. 災害時緊急出動手当					
	対象職員順 1. 災害時緊急出動手当 2. 不快危険手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	国に比べ、16才～22才の子への加算額で1,000円、子で1,000円低い。 課長職以外については、配偶者で500円、その他で500円低い。課長職 については、配偶者で3,500円、その他で3,500円低い。部長職は不支給。
住 居 手 当	異 な る	国は家賃支払者に上限27,000円を支給。 市は借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)に限り12,000円 を支給。
通 勤 手 当	異 な る	国も市も、交通機関等利用者は運賃等相当額を支給、交通用具使用者 は距離に応じ支給(国は2,000円～31,600円、市は2,600円～ 15,000円)。 交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具の併用者の支給限度額は1 か月当たり55,000円。